

## 法人預金にかかる利子割（地方税）の廃止についてのお知らせ

平成 28 年 1 月 1 日以降に、法人が支払を受ける預金利子等にかかる地方税（5%）の特別徴求が廃止となりました。

個人および任意団体のお客様は変更ございません。

利息支払日	税率
平成 28 年 1 月 1 日以降	15.315.%（国税 15.315%）
平成 27 年 12 月 31 日まで	20.315.%（国税 15.315%、地方税 5%）

※平成 28 年 1 月 1 日をまたぐ利息計算期間の場合も、分かち計算いたしません。

確定申告される場合や、税務上のご不明な取扱いにつきましては、税理士もしくは最寄りの税務署にご確認いただきますようお願いいたします。